

B 知っておきたい労務の疑問

◆プログラム

〈2025年3月25日(火) 13:30～16:30〉

※やむを得ない事情により日程その他を変更・中止する場合、また募集最低人数の10名に達しなかったときには、開催を中止する場合があります。

項	目
	<ul style="list-style-type: none">・ 就業規則の遵守義務と法改正への対応・ 労働時間管理と残業問題・ 年次有給休暇の付与義務とその適用・ 有期労働契約の雇用管理・ 改正育児・介護休業法への対応・ 短時間労働者の社会保険加入義務とその対応・ 今後の労働・社会保険の改正 等

※当日は筆記用具・電卓をご持参ください。